

参 考 資 料

第57号議案	工事請負契約締結の件（箕面船場阪大前駅エントランス他 整備工事）……………	2
第58号議案	業務委託契約締結の件（北大阪急行線延伸事業に係る車両 の調達業務）……………	6

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事 (その1) (エントランス)
2	工 事 場 所	箕面市船場東地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 5年 12月 1日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 1 8 0 7 1 7 2 4 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 1 6 4 2 8 8 4 0 0
<small>(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに 地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分 の 10 を乗じて得た額である。</small>		
5	契 約 保 証 金	納付 (ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。)
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。
7	適 用 除 外 条 項	第 39 条、第 40 条、第 41 条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記 7 のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。
この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 5 月 11 日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市長

上 島 一 彦 印

受 注 者

所 在 地 大阪市天王寺区上汐四丁目 5 番 2 6 号

商号又は名称 村本建設株式会社大阪支店

代表者職氏名 執行役員支店長 先山 正登 印

(以下省略)

建設工事請負契約書

1	工 事 名 称	箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事 (その2) (駅舎駐輪場シャフト)
2	工 事 場 所	箕面市船場東地内
3	工 期	着手 議 決 日 から 完成 令和 4年 3月 10日 まで
4	請 負 代 金 額	百 拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 ¥ 9 9 4 2 7 9 0 0
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥ 9 0 3 8 9 0 0
<small>(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに 地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分 の10を乗じて得た額である。</small>		
5	契 約 保 証 金	納付 (ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証に付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除とする。)
6	解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ別添書面に記載する。
7	適 用 除 外 条 項	第37条、第39条、第40条、第41条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記7のとおり。)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 5月 11日

発 注 者

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 **上 島 一 彦** 印

受 注 者

所 在 地 大阪市天王寺区上汐四丁目5番26号

商号又は名称 村本建設株式会社大阪支店

代表者職氏名 執行役員支店長 先山 正登 印

(以下省略)

北大阪急行線延伸事業に係る車両の調達業務の委託に関する協定書

箕面市（以下「甲」という。）と北大阪急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、北大阪急行線の延伸事業（以下「延伸事業」という。）において新たに運行上必要となる車両（以下「車両」という。）の調達業務（以下「業務」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が整備・保有する車両について、業務を乙に委託することを目的とする。

（再委託）

第2条 乙は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。

（業務の範囲）

第3条 業務の内容は、別紙1のとおりとする。

（業務の期間）

第4条 業務の期間は、第11条第1項に定める効力が発生する日から令和6年3月31日までとする。

2 延伸事業の開業目標の見直し等が生じた場合は、必要に応じて、甲及び乙が協議の上、前項の期間を変更するものとする。

（業務の費用及び負担）

第5条 業務に要する費用（以下「業務費」という。）は総額6,292百万円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、その内訳は別紙2のとおりとする。

2 前項の業務費のうち国費を除いた残額を甲が負担するものとする。

（業務の施行内容等の変更）

第6条 業務の施行内容を変更する必要がある場合、物価水準・賃金水準の変動等により業務費を変更する必要がある場合、又は製造工程を大きく変更する必要がある場合には、乙は甲に速やかに報告し、延伸事業の工程に影響を生じさせないように、甲及び乙で協議の上、変更方針を決定するものとする。

2 当該変更方針により、本協定を変更する必要がある場合は、甲及び乙で協議の上、本協定を変更するものとする。ただし、乙の故意又は過失により生じた変更でない限り、変更に伴い生じた費用については、前条第2項によるものとする。

(成果物の提出及び完了報告)

第7条 乙は、業務の全部又は一部が完了したときは、甲に完了届及び業務の出来高・竣工に関する資料を提出し、甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格した場合には、速やかに引渡書を甲に提出するものとする。

3 前2項の詳細については、甲及び乙が別途協議し、定めるものとする。

(危険負担)

第8条 車両又は各部品について、前条に定める検査の完了前に生じた滅失又は毀損は、かかる滅失又は毀損が甲の責めに帰すべき場合を除き乙の負担とする。ただし、滅失又は毀損が甲・乙双方の責めによらない場合は、別途協議して定めるものとする。

(契約不適合責任等)

第9条 第7条に定める検査の完了後に、成果物に関して、本協定に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合には、甲は乙に対し、当該契約不適合の修補又は追完を請求することができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときはこの限りではない。

2 甲が乙に対し、前項による修補又は追完を請求する場合には、成果物が本協定の内容に適合しないことを甲が知った日から1年以内に、通知しなければならない。ただし、甲が成果物の引き渡しを受けた時点において、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の請求を受けたときは、速やかに乙がその責任と費用負担において対応しなければならない。

(業務費の支払)

第10条 乙は、第7条に定める業務の全部又は一部の検査合格後、それに係る業務費を甲に請求できるものとする。

2 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(効力発生時期等)

第11条 甲は、令和3年第2回箕面市議会定例会において本協定に関する議案を提出するものとし、本協定は、箕面市議会の当該議決がなされた時から効力が発生するものとする。

2 甲は、本協定の締結をもって、延伸事業の工程に影響を生じさせないように、業務の着手前の準備行為について、乙に指示したものとする。

(業務報告)

第12条 甲は業務の施行上必要があると認められるときは、業務の履行報告やその他関係書類の提出について乙に求めることができる。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に伴い発生した損害については、乙の故意又は過失により生じた損害を除き、甲が負担するものとする。

2 本協定のいずれの条項にもよることができない損害が発生した場合で、当該損害が甲・乙双方の責めによらない場合は、別途協議して定めるものとする。

(車両の所有者変更)

第14条 平成28年3月30日付けで締結した「北大阪急行線の延伸に関する基本協定書」第17条第1項に規定する車両の保有を甲から乙に変更することについて、甲は引き続き乙に協議を要請する。乙は、係る要請に対して、検討するものとする。

(公平性と透明性の確保)

第15条 甲及び乙は、本協定による業務が公共事業であることを鑑み、業務の施行にあたり相互に公平性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適正な事務処理に努め、業務の促進を図るものとする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し定めることとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年（2021年）5月12日

甲 箕面市長

上 島 一 彦印

乙 北大阪急行電鉄株式会社 取締役社長

内 芝 伸 一印

別紙 1

業務の内容

項目	内容
<p>9000 形 3 編成×10 両の調達に係る業務一式。 なお、車両の調達のために必要な機器等（その詳細は右のとおりとする）の発注を含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車体一式 ・台車・駆動装置・連結装置 ・主制御装置・補助電源装置・主電動機 ・空調装置・集電装置 ・制御ブレーキ装置・電動空気圧縮機・戸閉装置 ・TASC 装置 ・表示器・設定器・車内灯・その他装置 ・非常通報・放送装置 ・ATC 装置 ・主幹制御器 ・蓄電池装置 ・転落防止装置 ・運転台表示機・妻引戸用制御継電器装置 ・妻引戸用開閉テコ 他部品 ・妻引戸シリンダ・継電器 ・乗務員室設備用電気機器、簡易運転台スイッチ版 ・戸閉継電器板 ・誘導無線装置 ・ATC 装置用 2 音ブザー ・非常脱出梯子 ・車輦内装抗菌処理 ・その他必要な整備等
<p>法手続き対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出 ・検査

業務費調書

項目	金額 (円)
製造費用	5,500,000,000
総係費	220,000,000
税抜き業務費	5,720,000,000
消費税及び地方消費税	572,000,000
業務費総額	6,292,000,000